

## 国立国語研究所自己点検・評価委員会規程

平成21年10月 1日

国語研規程第15号

改正 平成22年10月20日

改正 平成24年 3月27日

改正 平成25年 3月27日

改正 平成27年 3月25日

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所の連絡調整会議に置かれる専門委員会に関する規程第8条の規定に基づき、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる調査・検討を行う。

- (1) 自己点検・評価の基本的な考え方に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 自己点検・評価結果の公表及び活用に関すること。
- (4) 外部評価委員会の評価結果に関すること。
- (5) 評価結果に基づく事業の見直しに関すること。
- (6) その他自己点検・評価に関すること。

### (招集)

第3条 委員会は、委員長が必要と認めたときに、招集する。

### (庶務)

第4条 委員会の庶務は、管理部総務課及び研究推進課において処理する。

#### 附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 「国立国語研究所共同研究展開委員会規程」（国語研規程第62号）は廃止する。